

仕 様 書

- 1 業務名
遺物図面及び写真図版作成業務（屯田東地区）
- 2 遺跡所在地及び遺跡名
札幌市北区屯田町1014-6ほか
K496遺跡（北海道教育委員会登録番号 A-01-496）
- 3 業務期間
自：令和4年 9月 1日
至：令和4年11月30日
- 4 業務内容
 - (1) 出土土器等の三次元計測
 - (2) 報告書掲載用画像及び断面図の作成
 - (3) 報告書掲載用図面の作成
 - (4) 出土遺物の報告書掲載用写真画像の撮影
 - (5) 報告書掲載用写真図版の作成
- 5 仕様
詳細別紙
- 6 出土土器等の三次元計測
 - (1) 出土土器等の三次元計測は、非接触型の三次元測定機により行うこと。
 - (2) 三次元測定機は、原則として点間ピッチの最小間隔が $2\mu\text{m}$ 以下となる精度の機器を用いること。
 - (3) 計測データは、stl形式及び3D PDF形式で納品すること。なお、納品データの容量については、事前に本市係員と協議し決定することとする。
- 7 報告書掲載用画像及び断面図の作成
 - (1) 三次元計測データを調整し、それぞれの遺物の形状及び表面状態を的確に表現した原寸大の三次元計測画像を作成すること。なお、計測データの調整方法については、事前に本市係員と協議し決定することとする。
 - (2) 三次元計測画像は、計測データのノイズ除去、データの統合等を行い、デジタル画面上で回転表示が可能な三次元データを作成すること。
 - (3) 断面図の作成位置については、事前に本市係員の指示を受けること。
 - (4) 土器の内面、口唇部及び底部等に調整痕及び文様が確認できるものについては、本市職員が指示する面の画像を作成すること。
 - (5) 三次元計測画像に対して、切り抜き・縮尺調整などの画像処理を施し、正面、裏面及び断面等を組み合わせて、報告書掲載用画像を作成すること。
 - (6) 三次元測定機で計測できない部位については、手実測等で補足し図面を作成すること。
 - (7) 画像処理済みの報告書掲載用画像について、本市係員の確認をとること。
 - (8) 報告書掲載用画像の成果は、正面の三次元計測画像をTIFF形式の画像データ、断面図をAdobe (R) Illustrator形式とし、両者を組み合わせてAdobe (R) Illustrator形式で納品すること。なお、ファイル名等の詳細については、事前に本市係員の指示を受けること。

8 報告書掲載用図面の作成

- (1) 報告書掲載用画像をレイアウトし、報告書掲載用図面を作成すること。なお、レイアウト方法については、事前に本市係員の指示を受けること。
- (2) 報告書掲載用図面は、個々の遺物について、断面計測位置を示すとともに、キャプションを付けること。なお、キャプションの内容及び配置については、事前に本市係員の指示を受けることとする。
- (3) 報告書掲載用図面には、縮尺を示すスケールを配置すること。なお、縮尺及びスケール配置については、事前に本市係員の指示を受けること。
- (4) 報告書掲載用図面の成果は、Adobe (R) Illustrator形式で納品することとする。なお、ファイル名及びレイヤ構造等のデータ作成形式の詳細については、事前に本市係員の指示を受けること。

9 出土遺物の報告書掲載用写真画像の撮影

- (1) 報告書掲載用写真画像の撮影は、フルサイズ以上のセンサーを搭載した2,000万画素以上のデジタル一眼レフカメラと、高精細なレンズを用いて行うこと。
- (2) 報告書掲載用写真画像の撮影にあたっては、それぞれの遺物の質感や形状を考慮し、配置やライティングを調整すること。
- (3) 報告書掲載用写真画像の撮影は、RAW形式とJPEG形式で記録すること。
- (4) 報告書掲載用写真画像は、RAW形式のデータを変換・画像処理し、非圧縮のTIFF形式のデータを作成すること。
- (5) 画像処理済のTIFF形式データについて、本市係員の確認をとること。
- (6) 作成したTIFF形式のデータを用いて、原寸大の写真画像を作成すること。
- (7) 報告書掲載用写真画像の成果は、RAW形式、TIFF形式、JPEG形式のデジタルデータで納品することとする。なお、ファイル名等のデータ作成形式の詳細については、事前に本市係員の指示を受けること。

10 報告書掲載用写真図版の作成

- (1) 報告書掲載用写真図版は、TIFF形式の写真画像データを用いて、切り抜き・縮尺調整等の画像処理を行い、Adobe (R) PhotoShopを用いてレイアウトし作成すること。
- (2) 報告書掲載用写真図版における写真画像の解像度及び配置については、本市係員の指示を受けること。
- (3) 報告書掲載用写真図版は、個々の遺物にキャプションを付けること。なお、キャプションの内容及び配置については、事前に本市係員の指示を受けること。
- (4) 報告書掲載用写真図版の縮尺は、報告書掲載用図面の縮尺と合わせること。
- (5) 報告書掲載用写真図版の成果は、Adobe (R) PhotoShop形式でモノクロ版、カラー版をそれぞれ納品することとする。なお、ファイル名及びレイヤ構造等のデータ作成形式の詳細については、事前に本市係員の指示を受けること。

11 校正

- (1) 校正はデジタルデータで行うこととする。
- (2) 校正の際には、遺物を返却し、報告書掲載用画像、断面図、報告書掲載用写真画像、報告書掲載用図面及び写真図版を提出することとする。

12 成果品

- (1) 出土遺物の三次元計測データ 一式
- (2) 報告書掲載用画像 一式
- (3) 報告書掲載用図面 一式
- (4) 出土遺物の報告書掲載用写真画像 一式

(5) 報告書掲載用写真図版（モノクロ版・カラー版） 一式

13 その他

- (1) 成果品は、印刷物及び電子データを保存した記録媒体で納品すること。記録媒体については、事前に本市係員と協議し決定すること。
- (2) 成果には、作業工程、使用機器を明示すること。
- (3) 本業務に伴う作成物及び成果品に係る著作権は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾を得ずに、他に公表、貸与又は使用しないこと。
- (4) 資料の搬出・搬入の際には十分に注意を払うこと。
- (5) 本市の遺物整理作業の進捗に応じて、随時、本市係員による実物資料の観察・確認等が必要となることから、本市係員による一時的な資料返却の求めに迅速に対応できること。
- (6) 業務の遂行に際し、本市係員の指示に従い、密接に連携を図って作業すること。

仕様詳細

(1) 出土土器等の三次元計測

種別	名称	規格	単位	数量	摘要
出土土器等の三次元計測	土器片(長辺10cm未満)	全周測定	点	13	
		断面	点	13	
	土器片(長辺10cm～20cm未満)	全周測定	点	9	
		断面	点	9	

(2) 報告書掲載用画像及び断面図の作成

種別	名称	規格	単位	数量	摘要
報告書掲載用画像及び断面図の作成	土器片(長辺10cm未満)	画像	点	13	画像処理を含む
		断面図	点	13	
	土器片(長辺10cm～20cm未満)	画像	点	9	画像処理含む
		断面図	点	9	

(3) 報告書掲載用図面の作成

種別	名称	規格	単位	数量	摘要
報告書掲載用図面の作成	報告書掲載用画像レイアウト済み図面	A4サイズ	ページ	2	キャプション・スケール配置含む

(4) 出土遺物の報告書掲載用写真画像の撮影

種別	名称	規格	単位	数量	摘要
出土遺物の報告書掲載用写真画像の撮影	土器片(長辺10cm未満)	正面	カット	13	13点
	土器片(長辺10cm～20cm未満)	正面	カット	9	9点
	剥片石器	正面	カット	44	両面撮影(22点、表・裏)
	礫石器	正面	カット	24	両面撮影(12点、表・裏)
		側面	カット	2	1点×2カット

(5) 報告書掲載用写真図版の作成

種別	名称	規格	単位	数量	摘要
報告書掲載用写真図版の作成	画像処理済写真画像レイアウト済み図版	A4サイズ	ページ	10	キャプション・スケール配置含む(モノクロ版・カラー版各5ページ)